

介護保険による特定福祉用具の購入から支給までの流れ

対象者

要介護認定により
要支援 1 ～要介護 5 と認定された方。

支給限度基準額

毎年 4 月からの 1 年間で **上限 10 万円**
上限を超えた場合、超えた部分の費用は全額自己負担となります。

アイ・ケアーズ

お客様

市区町村



1 Step 1

必要な福祉用具をお選びいただき、
アイ・ケアーズから
全額（10割）利用者負担で購入します。

2 Step 2

当社より商品と一緒に**領収書・商品カタログ**
（又はカタログコピー）をお渡しします。

3 Step 3

各市町村の窓口へ申請します。
（申請に必要な書類は右側に記載）

4 Step 4

市区町村で認められれば
購入費の 9割、8割または 7割の
払い戻しが受けられます。

申請に必要な書類

- 支給申請書
- 領収書
- 特定福祉用具が必要である理由書
- 商品のカタログ（コピー可）
- 被保険者証
- 印鑑